

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

配信日 平成29年7月20日

架空請求 ~身に覚えのない請求に注意~

『架空請求ハガキ』に関する相談が急増しています！

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(き)255 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年7月20日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター
東京都
取り下げ等のお問合せ窓口 03-
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

(実際に送付されたハガキです)

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。

消費生活センターからのアドバイス

身に覚えのない請求には、指定された電話番号に連絡をしてはいけません。連絡をしてしまうと脅され、個人情報聞き出されてお金の要求が始まります。もし、一度支払ってしまうと、請求が止まらなくなります。

このハガキは、裁判所の機関を偽り、消費者を信用させる手口です。裁判所からの正式な通知は、特別送達にて送られてきます。

詐欺業者が架空請求を支払わせる方法でよく使われるのが大手信用会社の「ギフトカード(電子マネー)」を購入させ、カードに書いてある番号を聞き出す手口です。支払方法で「ギフトカードを買って」は詐欺です。コンビニ収納代行サービスを悪用して支払わせる場合もあります。また、銀行の“支店以外”のATMを指定し、電話で指示しながら振り込ませることもあります。

おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月~金曜日) ... 午前9時~午後5時(12時~13時を除く)

全国共通ダイヤル ☎188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター
(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)

島原市消費生活センター
(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)

大村市消費生活センター
(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター
(0950-22-4222)

松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター
(0920-48-1135)

五島市消費生活センター
(0959-72-6144)

西海市消費生活センター
(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター
(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります

